

保育所と幼稚園の制度的な違い

事項		公立保育所	公立幼稚園
所管（国・市）		厚生労働省 健康福祉部	文部科学省 教育委員会（私立：市長部局）
根拠法令		児童福祉法第 7 条（児童福祉施設）	学校教育法第 1 条（学校）
目的		「保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする」（児童福祉法第 39 条）	「幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」（学校教育法第 22 条）
対象児童	入所	保育に欠ける子ども（児童福祉法第 24 条及び第 39 条）	制限なし。自由契約
	年齢	0 歳児から 5 歳児 乳児 ⇒ 満 1 歳に満たない者 幼児 ⇒ 満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者	4 歳児、5 歳児 （私立：3 歳児、4 歳児、5 歳児）
設置者（経営者）		地方公共団体 （私立は、設置主体制限なし）	国、市町村 （私立は、学校法人）
許認可		都道府県、指定都市、中核市	都道府県教育委員会 （私立は、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長）
教育・保育内容の基準		保育所保育指針（児童福祉施設最低基準第 35 条）	幼稚園教育要領（学校教育法施行規則第 38 条）
1 日の保育時間		保育所の保育時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。ただし、必要と認めるときは、保育時間を変更することができる。（泉佐野市立保育所条例施行規則）	1 日の教育時間は 4 時間を標準とすること（幼稚園教育要領）。ただし、「預かり保育促進事業」により 4 時間以上保育することが可能。公立は、午前 8 時 30 分から午後 2 時まで。
預かり保育等		早朝保育：午前 7 時 30 分から 午前 8 時 30 分まで 延長保育：午後 4 時 30 分から 午後 7 時まで	預かり保育は実施していない。
長期休業日		年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日） （泉佐野市立保育所条例施行規則）	夏休み、春休みなどの長期休業日がある。 夏期休業日（7/21～8/31） 冬期休業日（12/25～1/7） 春期休業日（3/25～4/7）
給食		調理室は必置 公立は特区の指定を受け泉佐野給食事業協同組合から外部搬入（H24.4 から 1 か所で自園調理開始）	任意 給食センター方式により給食を実施。

事項	公立保育所	公立幼稚園
園バス	なし	園区を定め、通園バスを運行。
保育士・教諭の免許	保育士（児童福祉法第18条の6）	教職員免許法により幼稚園教諭1種、2種のどちらかを取得、基本的には大学又は短大において所定の単位を取得すること。
職員配置	各年齢によって職員配置が変わる 3歳児は、20人に1人の保育士 4歳、5歳児は、30人に1人の保育士	1学級1人の教諭
入所方法	保護者と市の契約（保護者の希望に基づく）	保護者と幼稚園設置者（公立は市）の契約
保護者負担	公立、私立とも同じ所得基準で徴収する。 1か月の保育料 3歳未満児 0円から55,000円まで 3歳以上児 0円から28,000円まで	公立 保育料1人1か月10,000円×11か月 入園料1人9,000円 通園バス代1人1か月3,500円 ただし、所得により減免規定あり。
運営費	地方交付税の算定基準に算入	地方交付税の算定基準に算入
施設整備等の基準	根拠	児童福祉施設最低基準（厚生省令）による
	職員	所長、所長代理、主任、保育士、看護師、管理栄養士、用務調理員
	施設整備	職員室、保育室、遊戯室、便所、手洗い設備、足洗い設備
	保育室	3歳以上児 1人につき1.98㎡以上
	屋外施設	屋外遊技場 幼児1人につき、3.3㎡以上。保育所付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む。
	級構成	原則、年齢児別保育を実施 3歳児は20人に1人の保育士 4歳児、5歳児は30人に1人の保育士
		幼稚園設置基準（文部省令）による
		園長、教諭（園長代理）、養護教諭
		職員室、保育室、遊戯室、便所、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備
		1学級=53㎡（ただし、法的規制はない）
		運動場 2学級以下=330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上=400+80×(学級数-3)㎡ (4学級から1学級ごとに80㎡増)
		1学級35人以下、年齢別学級編成を原則とする。 4歳児で1学級30人、5歳児で1学級35人編成